

兵庫県後期高齢者医療広域連合と神戸市との間の公平委員会の事務の委託に関する
規約

平成19年7月10日
告示第8号

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、兵庫県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を神戸市に委託する。

(経費)

第2条 神戸市が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、神戸市が支弁する。ただし、その費用は、広域連合が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、広域連合と神戸市とが協議して定める。

附 則

この規約は、神戸市が告示で定める日〔注：平成19年7月10日〕から施行する。